

公 募 公 告

令和8年度震災復興型法務局地図作成事業（宮古市八木沢一丁目ないし同四丁目ほか地区）のための現地事務所の公募について

盛岡地方法務局は、宮古市八木沢一丁目ないし同四丁目ほか地区（宮古市八木沢一丁目ないし同四丁目の全部、磯鷄三丁目の一部、河南一丁目の一部、八木沢第4地割の一部、同第5地割の一部、磯鷄第6地割の一部、同第7地割の全部）において、令和8年4月から震災復興型法務局地図作成事業の実施を予定しております。

つきましては、震災復興型法務局地図作成事業を行う際に必要となる現地事務所を下記のとおり公募します。

記

1 公募に付する事項

- (1) 契 約 名 令和8年度震災復興型法務局地図作成事業（宮古市八木沢一丁目ないし同四丁目ほか地区）現地事務所賃貸借契約
- (2) 契 約 期 間 令和8年4月1日（水）から同年12月28日（月）まで
- (3) 賃貸借条件 募集要領による。

2 公募参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 仲介人として公募に参加する場合にあっては、国土交通大臣又は岩手県知事による宅地建物取引業の免許を受けていること。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配するもの又はこれに準ずるものとして、明らかに契約者当事者として不適当であると認められる者ないこと。
- (4) 盛岡地方法務局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

3 公募参加申請書（様式）、募集要領等公募関係資料の交付

(1) 交付期間

公告日から令和8年2月10日（火）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く午前9時から午後5時までとする。

(2) 交付場所及び問合せ先

〒020-0045

盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎4階

盛岡地方法務局会計課施設係

担当 志賀

電話 019-624-1145 (直通)

電子メール n-shiga8hj@moj.go.jp

(3) 交付方法

上記(2)の交付場所において交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、上記(2)の交付場所宛てに、送付先の住所・氏名を記載し、書留郵便料金の切手を貼付した封筒を郵送（書留郵便又は簡易書留郵便若しくはレターパックプラスに限る。）すること。

4 応募の受付

(1) 受付期間

前記3(1)と同じ

(2) 応募方法

公募参加申請書及び募集要領で明らかにする現地事務所の仕様を満たしていることが分かる資料を前記3(2)の場所に郵送又は直接持参により提出すること。

なお、郵送で書類を提出する場合は、書留郵便等の追跡可能な方法により提出期限必着で送付すること（郵便料金不足のものは受け取らない。）。

また、代理人に応募をさせる場合は、その委任状も郵送又は持参させること。

5 契約書作成の要否

要

令和8年1月20日

盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号

支出負担行為担当官

盛岡地方法務局長 佐々木 賢